

照会を受けた日から二日を経過しても当該発信者から当該名譽侵害情報送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

二 特定電気通信による情報であつて、特定文書図画に係るものとの流通によつて自己の名譽を侵害されたとする公職の候補者等から、名譽侵害情報等及び名譽侵害情報の発信者の電子メールアドレス等（公職選挙法第一百四十二条の三第三項に規定する電子メールアドレス等）をいう。以下この号において同じ。）が同項又は同法第一百四十二条の五第一項の規定に違反して表示され、ない旨を示して当該特定電気通信役務提供者に対し名譽侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出があつた場合であつて、当該情報の発信者の電子メールアドレス等が当該情報に係る特定電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面に正しく表示されていないとき。

第三章 発信者情報の開示請求等

（発信者情報の開示請求）

第五条 特定電気通信による情報の流通によつて自己の権利を侵害されたとする者は、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対し、当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報のうち、特定発信者情報（発信者情報であつて専ら侵害関連通信に係るものとして総務省令で定めるものをいう。以下この項及び第十五条第二項において同じ。）以外の発信者情報については第一号及び第二号のいずれにも該当するとき、特定発信者情報については次の各号のいずれにも該当するときは、それぞれその開示を請求することができる。

一 当該開示の請求に係る侵害情報の流通によつて当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。

二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

三 次のイからハまでのいずれかに該当するとき。

イ 当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報を次に掲げる発信者情報以外の発信者情報であつて総務省令で定めるもののみであると認めるとき。

ロ 当該開示の請求に係る侵害情報の発信者の氏名及び住所

（1）当該権利の侵害に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報

ハ 当該開示の請求をする者がこの項の規定により開示を受けた発信者情報（特定発信者情報）を除く。）によつては当該開示の請求に係る侵害情報の発信者を特定することができないと認めるとき。

八 特定電気通信による情報の流通によつて自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれかに該当するときにも該当するときは、当該特定電気通信に係る侵害関連通信の用に供される電気通信設備を用いて電気通信役務を提供した者（当該特定電気通信に係る前項に規定する特定電気通信役務提供者である者を除く。以下この項において「関連電気通信役務提供者」という。）に対し、当該関連電気通信役務提供者が保有する当該侵害関連通信に係る発信者情報を請求することができる。

一 当該開示の請求に係る侵害情報の流通によつて当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。

二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

三 前二項に規定する「侵害関連通信」とは、侵害情報の発信者が当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務を利用し、又はその利用を終了するために行つた当該特定電気通信役務に係る識別

符号（特定電気通信役務提供者が特定電気通信役務の提供に際して当該特定電気通信役務の提供を受けることができる者を他の者と区別して識別するために用いる文字、番号、記号その他の符号をいう。）その他の符号の電気通信による送信であつて、当該侵害情報の発信者を特定するためには必要な範囲内であるものとして総務省令で定めるものをいう。（開示関係役務提供者の義務等）

第六条 開示関係役務提供者は、前条第一項又は第二項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、当該開示の請求に応じるかどうかについて当該発信者の意見（当該開示の請求に応じるべきでない旨の意見である場合には、その理由を含む。）を聽かなければならない。

（当該発信者情報開示命令に係る命令を受けたときは、前項の規定による意見の聴取（当該開示の請求に応じるべきでない旨の意見を述べた当該発信者情報開示命令に係る侵害情報の発信者に対する通知しなければならない。ただし、当該発信者に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。）において前条第一項又は第二項の規定による開示の請求に応じるべきでない旨の意見を述べた当該発信者情報開示命令に係る侵害情報の発信者に対する通知しなければならない。

二 開示関係役務提供者は、前条第一項又は第二項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、当該開示の請求に応じるかどうかについて当該発信者の意見（当該開示の請求に応じるべきでない旨の意見である場合には、その理由を含む。）を聽かなければならない。

三 開示関係役務提供者は、第十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による命令を受けた他の開示関係役務提供者から当該命令による発信者情報の提供を受けたときは、当該発信者情報を、その保有する発信者情報（当該提供に係る侵害情報に係るものに限る。）を特定する目的以外に使用してはならない。

四 開示関係役務提供者は、前条第一項又は第二項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。

（発信者情報の開示を受けた者の義務）

第五条 第五条第一項又は第二項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不當に当該発信者情報に係る発信者の名譽又は生活の平穀を害する行為をしてはならない。

第四章 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続

（発信者情報開示命令）

第六条 裁判所は、特定電気通信による情報の流通によつて自己の権利を侵害されたとする者の申立てにより、決定で、当該権利の侵害に係る開示関係役務提供者に対し、第五条第一項又は第二項の規定による請求に基づく発信者情報の開示を命ずることができる。

（日本の裁判所の管轄権）

第七条 第五条第一項又は第二項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不當に当該発信者情報に係る発信者の名譽又は生活の平穀を害する行為をしてはならない。

第五章 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続

（発信者情報開示命令）

第八条 裁判所は、特定電気通信による情報の流通によつて自己の権利を侵害されたとする者の申立てにより、決定で、当該権利の侵害に係る開示関係役務提供者に対し、第五条第一項又は第二項の規定による請求に基づく発信者情報の開示を命ずることができる。

（日本の裁判所の管轄権）

第九条 裁判所は、発信者情報開示命令の申立てについて、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

一 人を相手方とする場合において、次のイからハまでのいずれかに該当するとき。

イ 相手方の住所又は居所が日本国内にあるとき。

ロ 相手方の住所及び居所が日本国内にない場合又はその住所及び居所が知れない場合において、当該相手方が申立て前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。）。

ハ 大使、公使その他外国に在つてその国の裁判権からの免除を享有する日本人を相手方とするとき。

二 法人その他の社団又は財團を相手方とする場合において、次のイ又はロのいずれかに該当するとき。

イ 相手方の主たる事務所又は営業所が日本国内にあるとき。

ロ 相手方の主たる事務所又は営業所が日本国内にない場合において、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するとき。

二 二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

三 電気通信役務を利用し、又はその利用を終了するために行つた当該特定電気通信役務に係る識別

| | | |
|------|---|---|
| | | (1) 当該相手方の事務所又は営業所が日本国内にある場合において、申立てが当該事務所又は営業所における業務に関するものであるとき。 |
| (2) | 当該相手方の事務所若しくは営業所が日本国内にない場合又はその事務所若しくは営業所の所在地が知れない場合において、代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるとき。 | |
| 3 | 前二号に掲げるもののほか、日本において事業を行う者（日本において取引を継続してする外国会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二号に規定する外国会社をいう。）を含む。）を相手方とする場合において、申立てが当該相手方の日本における業務に関するものであるとき。 | |
| 2 | 前項の規定にかかわらず、当事者は、合意により、いずれの国の裁判所に発信者情報開示命令の申立てをすることができるかについて定めることができる。 | |
| 3 | 前項の合意は、書面でなければ、その効力を生じない。 | |
| 4 | 第一項の合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によつてされたものとみなして、前項の規定を適用する。 | |
| 5 | 外国の裁判所にのみ発信者情報開示命令の申立てをすることができる旨の第二項の合意は、そつて、前項の規定を適用する。 | |
| 6 | 裁判所は、発信者情報開示命令の申立てについて前各項の規定により日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合（日本の裁判所にのみ申立てをすることができる旨の第二項の合意に基づき申立てがされた場合を除く。）においても、事案の性質、手続の進行による相手方の負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の平衡を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、当該申立ての全部又は一部を却下することができる。 | |
| 7 | 日本の裁判所の管轄権は、発信者情報開示命令の申立てがあつた時を標準として定める。（管轄） | |
| 第十一条 | 発信者情報開示命令の申立ては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。 一人を相手方とする場合 相手方の住所の所在地（相手方の住所が日本国内にないとき又はその住所が知れないときはその最後の住所の所在地とする。） 二 大使、公使その他外国に在つてその国の裁判権からの免除を享有する日本人を相手方とする場合において、この項（前号に係る部分に限る。）の規定により管轄が定まらないとき 最高裁判所規則で定める地 | |
| 三 | 法人その他の社団又は財團を相手方とする場合 次のイ又はロに掲げる事務所又は営業所の所在地（当該事務所又は営業所が日本国内にないときは、代表者その他の主たる業務担当者の住所の所在地とする。） イ 相手方の主たる事務所又は営業所 ロ 申立てが相手方の事務所又は営業所（イに掲げるものを除く。）における業務に関するものであるときは、当該事務所又は営業所 | |
| 2 | 高裁判所規則で定める地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。 | |
| 3 | 前条の規定により日本の裁判所が管轄権を有することとなる発信者情報開示命令の申立てについて、前項の規定又は他の法令の規定により管轄裁判所が定まらないときは、当該申立ては、最後にあつては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。 | |

| | |
|---|--|
| 一 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（東京地方裁判所を除く。） 東京地方裁判所 | |
| 二 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する各項の規定にかかわらず、特許権、実用新案権、回路配線利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利を侵害されたとする者による当該権利の侵害についての発信者情報開示命令の申立てについて、当該各項の規定により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有することとなる場合には、当該申立ては、それぞれ当該各号に定める裁判所の管轄に専属する。 | |
| 一 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所 東京地方裁判所 | |
| 二 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所 大阪地方裁判所 | |
| 三 前項第二号に定める裁判所がした発信者情報開示命令事件（同項に規定する権利の侵害に係るものに限る。）についての決定に対する即時抗告は、東京高等裁判所の管轄に専属する。 | |
| 4 | 前各項の規定にかかわらず、第五十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による命令により同号イに規定する他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者の申立てに係る第一号に掲げる事件は、当該提供を受けた者の申立てに係る第二号に掲げる事件が係属するときは、当該事件が係属する裁判所の管轄に専属する。 |
| 5 | 一 当該他の開示関係役務提供者を相手方とする当該提供に係る侵害情報についての発信者情報開示命令事件 |
| 6 | 二 当該提供に係る侵害情報についての他の発信者情報開示命令事件 |
| 7 | （発信者情報開示命令の申立書の写しの送付等） |
| 第十二条 | 裁判所は、発信者情報開示命令の申立てがあった場合には、当該申立てが不適法であるとき又は当該申立てに理由がないことを除き、当該発信者情報開示命令の申立書の写しを相手方に送付しなければならない。 |
| 2 | 非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第四十三条第四項から第六項までの規定は、発信者情報開示命令の申立書の写しを送付することができない場合（当該申立書の写しの送付に必要な費用を予納しない場合を含む。）について準用する。 |
| 3 | 裁判所は、発信者情報開示命令の申立てについての決定をする場合には、当事者の陳述を聴かなければならぬ。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして当該申立てを却下する決定をするときは、この限りでない。 |
| 4 | （発信者情報開示命令事件の記録の閲覧等） |
| 第十三条 | 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、発信者情報開示命令事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は発信者情報開示命令事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。 |
| 2 | 前項の規定は、発信者情報開示命令事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）については、適用しない。この場合において、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。 |
| 3 | 前二項の規定による発信者情報開示命令事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、当該記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。 |
| （発信者情報開示命令の申立ての取下げ） | |
| 第十四条 | 発信者情報開示命令の申立てでは、当該申立てについての決定が確定するまで、その全部又は一部を取り下げができる。ただし、当該申立ての取下げは、次に掲げる決定がされた後には、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。 |

一 当該申立てについての決定

二 当該申立てに係る発信者情報開示命令事件を本案とする第十五条第一項の規定による命令

3 前項本文の規定による通知を受けた日から二週間以内に相手方が異議を述べないときは、当該申立てに係る申立ての取下げに同意したものとみなす。同項ただし書の規定による場合において、当該申立てに係る申立ての取下げについて相手方の同意を要するときは、裁判所は、相手方に對し、当該申立ての取下げがあつたことを通知しなければならない。ただし、当該申立ての取下げが発信者情報開示命令事件の手続の期日において口頭でされた場合において、相手方がその期日に出頭したときは、この限りでない。

3 前項本文の規定による通知を受けた日から二週間以内に相手方が異議を述べないときは、当該申立てに係る申立ての取下げに同意したものとみなす。同項ただし書の規定による場合において、当該申立てに係る申立ての取下げがあつた日から二週間以内に相手方が異議を述べないときも、同様とする。

(発信者情報開示命令の申立てについての決定に対する異議の訴え)

第十四条 発信者情報開示命令の申立てについての決定(当該申立てを不適法として却下する決定を除く。)に不服がある当事者は、当該決定の告知を受けた日から一月の不变期間内に、異議の訴え提起することができる。

3 前項に規定する訴えは、同項に規定する決定をした裁判所の管轄に専属する。

3 第一項に規定する訴えについての判決においては、当該訴えを不適法として却下するときを除き、同項に規定する決定を認可し、変更し、又は取り消す。

4 第一項に規定する決定を認可し、又は変更した判決で発信者情報の開示を命ずるものは、強制執行に關しては、給付を命ずる判決と同一の効力を有する。

5 第一項に規定する訴えが、同項に規定する期間内に提起されなかつたとき、又は却下されたときは、当該訴えに係る同項に規定する決定は、確定判決と同一の効力を有する。

6 裁判所が第一項に規定する決定をした場合における非訟事件手続法第五十九条第一項の規定の適用については、同項第二号中「即時抗告をする」とあるのは、「異議の訴えを提起する」とす

(提供命令)

第十五条 本案の発信者情報開示命令事件が係属する裁判所は、発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるときは、当該発信者情報開示命令の申立てをした者(以下この項において「申立て人」という。)の申立てにより、決定で、当該発信者情報開示命令の申立ての相手方である開示関係役務提供者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

1 当該申立て人に對し、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該イ又はロに定める事項(イに掲げる場合に該当すると認めるときは、イに定める事項)を書面又は電磁的方法で定めるものをいう。次号において同じ。)により提供すること。

イ 当該開示関係役務提供者がその保有する発信者情報(当該発信者情報開示命令の申立てに係るものに限る。以下この項において同じ。)により当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者(当該侵害情報の発信者であると認めるものを除く。ロにおいて同じ。)の氏名又は名称及び住所(以下この項及び第三項において「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」という。)の特定をることができる場合。当該他の開示関係役務提供者の氏名等情報

ロ 当該開示関係役務提供者が当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報として総務省令で定めるものを保有していない場合又は当該開示関係役務提供者がその保有する当該発信者情報によりイに規定する特定をすることができない場合。その旨

二 この項の規定による命令(以下この条において「提供命令」といい、前号に係る部分に限る)により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた当該申立て人から、当該他の開示関係役務提供者を相手方として当該侵害情報についての発信者情報開示命令の申立てをし、当該開示関係役務提供者が当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報として総務省令で定めるものを保有していない場合又は当該開示関係役務提供者がその保有する当該発信者情報によりイに規定する特定をすることができない場合。その旨

2 前項(各号列記以外の部分に限る。)に規定する発信者情報開示命令の申立ての相手方が第五条第一項に規定する特定電気通信役務提供者であつて、かつ、当該申立てをした者が当該申立てにおいて特定発信者情報を含む発信者情報の開示を請求している場合における前項の規定の適用については、同項第一号イの規定中「に係るもの」とあるのは、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | |
|---|--|
| 当該特定発信者情報の開示の請求について第五条第一項第三号に該当すると認められる場合 | 当該特定発信者情報の開示の請求について第五条第一項第三号に該当すると認められない場合 |
| 3 3号に該当すると認められる場合 | 3号に該当しない場合 |
| 当該特定発信者情報の開示の請求について第五条第一項第三号に該当すると認められる場合は、当該特定発信者情報の開示の請求について第五条第一項第三号に該当しない場合は、 | 当該特定発信者情報の開示の請求について第五条第一項第三号に該当すると認められない場合は、当該特定発信者情報の開示の請求について第五条第一項第三号に該当しない場合は、 |
| 4 4号に該当すると認められる場合は、当該特定発信者情報の開示の請求について第五条第一項第三号に該当しない場合は、 | 4号に該当しない場合は、当該特定発信者情報の開示の請求について第五条第一項第三号に該当しない場合は、 |
| 5 5号に該当すると認められる場合は、当該特定発信者情報の開示の請求について第五条第一項第三号に該当しない場合は、 | 5号に該当しない場合は、当該特定発信者情報の開示の請求について第五条第一項第三号に該当しない場合は、 |
| 6 6号に該当すると認められる場合は、当該特定発信者情報の開示の請求について第五条第一項第三号に該当しない場合は、 | 6号に該当しない場合は、当該特定発信者情報の開示の請求について第五条第一項第三号に該当しない場合は、 |

3 3号に該当すると認められる場合は、当該特定発信者情報の開示の請求について第五条第一項第三号に該当しない場合は、

4 4号に該当すると認められる場合は、当該特定発信者情報の開示の請求について第五条第一項第三号に該当しない場合は、

5 5号に該当すると認められる場合は、当該特定発信者情報の開示の請求について第五条第一項第三号に該当しない場合は、

6 6号に該当すると認められる場合は、当該特定発信者情報の開示の請求について第五条第一項第三号に該当しない場合は、

(消去禁止命令)

第十六条 本案の発信者情報開示命令事件が係属する裁判所は、発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるときは、当該発信者情報開示命令の申立てをした者の申立てにより、決定で、当該発信者情報開示命令の申立ての相手方である開示関係役務提供者に対し、当該発信者情報開示命令事件についての第十四条第一項に規定する決定に對して同項に規定する訴えが提起されたときは、その訴訟(当該発信者情報開示命令の申立てに係るものに限る。)を消去してはならない旨を命ずることができる。

2 前項の規定による命令(以下この条において「消去禁止命令」という。)の申立ては、当該消去禁止命令があつた後であつても、その全部又は一部を取り下げることができる。

3 消去禁止命令を受けた開示関係役務提供者は、当該消去禁止命令に對し、即時抗告をすることができる。

(当事者に対する住所、氏名等の秘匿)

第十七条 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第一編第八章(第百三十三条の二第五項及び第六項並びに第一百三十三条の三第二項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第百三十三条第一項中「当事者」とあるのは、「当事者又は利害關係參加人(非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第二十一条第五項に規定する利害關係參加人をいう。)」とあるのは、「の記録中」と、「について訴訟記録等の記録」である。同条第二項中「訴訟記録等(訴訟記録又は第百三十二条の四第一項及び第七項において同じ。)」と、同条第三項中「訴訟記録等(訴訟記録による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第二条第十三号に規定する発信者情報開示命令事件」と、「の記録中」と、「について訴訟記録等の記録」である。訴訟記録の閲覧等(訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等)により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた当該申立て人から、当該他の開示関係役務提供者を相手方として当該侵害情報についての発信者情報開示命令の申立てをし、当該開示関係役務提供者が当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報として総務省令で定めるものを保有していない場合又は当該開示関係役務提供者がその保有する当該発信者情報によりイに規定する特定をすることができない場合。その旨

覽等をいう。以下この章において同じ。)」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第二百三十三条の二第一項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第二百三十三条の二第一項中「に係る訴訟記録等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同法第二百三十三条の三第一項中「記載され、又は記録された書面又は電磁的記録」とあるのは「記載された書面」と、「当該書面又は電磁的記録」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第二百三十三条の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人又は利害関係を疎明した第三者は、発信者情報開示命令事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「その他当事者又は利害関係参加人」と、「訴訟記録等の存する」とあるのは「発信者情報開示命令事件の記録の存する」と、「訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と読み替えるものとする。

(非訟事件手続法の適用除外)

第十八条 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続については、非訟事件手続法第二十二条第一項ただし書、第二十七条、第四十条及び第四十二条の二の規定は、適用しない。

第十九条 この法律に定めるもののほか、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 大規模特定電気通信役務提供者の義務

第二十条 総務大臣は、次の各号のいずれにも該当する特定電気通信役務であつて、その利用に係る特定期間による情報の流通について侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図る必要性が特に高いと認められるもの(以下「大規模特定電気通信役務」という)を提供する特定電気通信役務提供者を、大規模特定電気通信役務提供者として指定することができる。

一 当該特定電気通信役務が次のいずれかに該当すること。
イ 当該特定電気通信役務を利用して一日間に発信者となつた者(日本国外にあると推定される者を除く。)において同一の者として総務省令で定める者の数の総務省令で定める期間における平均(以下この条及び第二十四条第二項において「平均月間発信者数」といふ。)が特定電気通信役務の種類に応じて総務省令で定める数を超えること。
ロ 当該特定電気通信役務を利用して一日間に発信者となつた者の延べ数の総務省令で定める期間における平均(以下この条及び第二十四条第二項において「平均月間延べ発信者数」といふ。)が特定電気通信役務の一般的な性質に照らして侵害情報送信防止措置(侵害情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われるものに限る。以下同じ。)を講ずることが技術的に可能であること。
三 当該特定電気通信役務が、その利用に係る特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害が発生するおそれの少ない特定電気通信役務として総務省令で定めるもの以外のものであること。

2 総務大臣は、大規模特定電気通信役務提供者について前項の規定による指定の理由がなくなつたと認めるときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

3 総務大臣は、第一項の規定による指定及び前項の規定による指定の解除に必要な限度において、総務省令で定めるところにより、特定電気通信役務提供者に対し、その提供する特定電気通信役務の平均月間発信者数及び平均月間延べ発信者数を報告させることができる。

4 総務大臣は、前項の規定による報告の徴収によつては特定電気通信役務提供者の提供する特定電気通信役務の平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数を把握することが困難であると認めることは、当該平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数を総務省令で定める合理的な方法により推計して、第一項の規定による指定及び第二項の規定による指定の解除を行うことができる。

(大規模特定電気通信役務提供者による届出)

第二十一条 大規模特定電気通信役務提供者は、前条第一項の規定による指定を受けた日から三月以内に、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 外国の法人若しくは団体又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所
- 三 前二号に掲げる事項のほか、総務省令で定める事項

2 大規模特定電気通信役務提供者は、前項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(被侵害者からの申出を受け付ける方法の公表)

第二十二条 大規模特定電気通信役務提供者(前条第一項の規定による届出をした者に限る。以下同じ。)は、総務省令で定めるところにより、その提供する大規模特定電気通信役務を利用して「被侵害者」という。が侵害情報等を示して当該大規模特定電気通信役務提供者に対し侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出を行うための方法を定め、これを公表しなければならない。

2 前項の方法は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法による申出を行うことができるものであること。

2 申出を行おうとする者に過重な負担を課するものでないこと。

3 当該大規模特定電気通信役務提供者が申出を受けた日時が当該申出を行つた者(第二十五条において「申出者」という。)に明らかとなるものであること。

(侵害情報に係る調査の実施)

第二十三条 大規模特定電気通信役務提供者は、被侵害者から前条第一項の方法に従つて侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出があつたときは、当該申出に係る侵害情報の流通によつて当該被侵害者の権利が不当に侵害されているかどうかについて、遅滞なく必要な調査を行わなければならない。

(侵害情報調査専門員)

第二十四条 大規模特定電気通信役務提供者は、前条の調査のうち専門的な知識経験を必要とするものを適正に行わせるため、特定電気通信による情報の流通によつて発生する権利侵害への対処に関する十分な知識経験を有する者のうちから、侵害情報調査専門員(以下この条及び次条第二項第二号において「専門員」という。)を選任しなければならない。

2 大規模特定電気通信役務提供者の専門員の数は、当該大規模特定電気通信役務提供者の提供する大規模特定電気通信役務の平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数及び種別に応じて総務省令で定める数(当該大規模特定電気通信役務提供者が複数の大規模特定電気通信役務を提供している場合にあつては、それの大規模特定電気通信役務の平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数及び種別に応じて総務省令で定める数を合算した数)以上でなければならぬ。

3 大規模特定電気通信役務提供者は、専門員を選任したときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。これらを変更したときも、同様とする。

(申出者に對する通知)

第二十五条 大規模特定電気通信役務提供者は、第二十三条の申出があつたときは、同条の調査の結果に基づき侵害情報送信防止措置を講ずるかどうかを判断し、当該申出を受けた日から十四日

以内の総務省令で定める期間内に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を申出者に通知しなければならない。ただし、申出者から過去に同一の内容の申出が行われていたとき、その他の通知しないことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

一 当該申出に応じて侵害情報送信防止措置を講じたとき その旨

二 当該申出に応じた侵害情報送信防止措置を講じなかつたとき その旨

二 前項本文の規定にかかわらず、大規模特定電気通信役務提供者は、次の各号のいずれかに該当するときには、第二十三条の調査の結果に基づき侵害情報送信防止措置を講ずるかどうかを判断し

するときは、第二十三条の調査の結果に基づき侵害情報送信防止措置を講ずるかどうかを判断した後、遅滞なく、同項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を申出者に通知すれば足りる。この場合においては、同項の総務省令で定める期間内に、次の各号のいずれに該当するか（第三号に該当する場合にあっては、その旨及びやむを得ない理由の内容）を申出者に通知しなければならない。

一 第二十三条の調査のため侵害情報の発信者の意見を聴くこととしたとき。

二 第二十三条の調査を専門員に行わせることとしたとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、やむを得ない理由があるとき。

（送信防止措置の実施に関する基準等の公表）

第二十六条 大規模特定電気通信役務提供者は、その提供する大規模特定電気通信役務を利用して行われる特定電気通信による情報の流通については、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、自ら定め、公表している基準に従う場合に限り、送信防止措置を講ずることができる。この場合において、当該基準は、当該送信防止措置を講ずる日の総務省令で定める一定の期間前までに公表されなければならない。

一 当該大規模特定電気通信役務提供者が送信防止措置を講じようとする情報の発信者であるとき。

二 他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合その他送信防止措置を講ずる法令上の義務（努力義務を除く。）がある場合において、当該義務に基づき送信防止措置を講ずるとき。

三 緊急の必要により送信防止措置を講ずる場合であつて、当該送信防止措置を講ずる情報の種類が、通常予測することができないものであるため、当該基準における送信防止措置の対象として明示されていないとき。

2 大規模特定電気通信役務提供者は、前項の基準を定めるに当たつては、当該基準の内容が次の各号のいずれにも適合したものとなるよう努めなければならない。

一 送信防止措置の対象となる情報の種類が、当該大規模特定電気通信役務提供者が当該情報の流通を知ることとなつた原因の別に応じて、できる限り具体的に定められていること。

二 役務提供停止措置を講ずることのある場合においては、役務提供停止措置の実施に関する基準ができる限り具体的に定められていること。

三 発信者その他の関係者が容易に理解されることのできる表現を用いて記載されていること。

四 送信防止措置の実施に関する努力義務を定める法令との整合性に配慮されていること。

3 大規模特定電気通信役務提供者は、第一項第三号に該当することを理由に送信防止措置を講じたときは、速やかに、当該送信防止措置を講じた情報の種類が送信防止措置の対象となることが明らかになるよう同項の基準を変更しなければならない。

4 第一項の基準を公表している大規模特定電気通信役務提供者は、おおむね一年に一回、当該基準に従つて送信防止措置を講じた情報の事例のうち発信者その他の関係者に参考となるべきものを情報を種類ごとに整理した資料を作成し、公表するよう努めなければならない。

（発信者に対する通知等の措置）

第二十七条 大規模特定電気通信役務提供者は、その提供する大規模特定電気通信役務を利用して行われる特定電気通信による情報の流通について送信防止措置を講じたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、その旨及びその理由を当該送信防止措置により送信を防止された情報の発信者に通知し、又は当該情報の発信者が容易に知り得る状態に置く措置（第二

号及び次条第三号において「通知等の措置」という。）を講じなければならない。この場合において、当該送信防止措置が前条第一項の基準に従つて講じられたものであるときは、当該理由において、当該送信防止措置と当該基準との関係を明らかにしなければならない。

一 当該大規模特定電気通信役務提供者が送信防止措置を講じた情報の発信者であるとき。

二 過去に同一の発信者に対して同様の情報の送信を同様の理由により防止したことについて正当な理由があるとき等の措置を講じていたときその他の通知等の措置を講じないことについて正当な理由があるとき。

二 第二十八条 大規模特定電気通信役務提供者は、毎年一回、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 第二十三条の申出の受付の状況

二 第二十五条の規定による通知の実施状況

三 前条の規定による通知等の措置の実施状況

四 送信防止措置の実施状況（前三号に掲げる事項を除く。）

五 前各号に掲げる事項について自ら行つた評価（報告の微収）

六 前各号に掲げる事項のほか、大規模特定電気通信役務提供者がこの章の規定に基づき講ずべき措置の実施状況を明らかにするために必要な事項として総務省令で定める事項

第三十条 総務大臣は、大規模特定電気通信役務提供者が第二十二条、第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項若しくは第三項、第二十七条又は第二十八条の規定に違反していると認めるときは、当該大規模特定電気通信役務提供者に対し、その違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第二十九条 総務大臣は、第二十二条、第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項若しくは第三項、第二十七条又は前条の規定の施行に必要な限度において、大規模特定電気通信役務提供者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

（勧告及び命令）

第三十一条 第二十条第一項の規定による指定、第二十九条の規定による報告の微収、前条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令は、総務省令で定める書類を送達して行う。

2 第二十条第一項の規定による指定又は前条第二項の規定による命令に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十条の規定による通知は、同条の書類を送達して行う。この場合において、同法第三十一条において読み替えて準用する同法第十五条第三項の規定は適用しない（送達に関する民事訴訟法の準用）。

第三十二条 前条の規定による送達については、民事訴訟法第百条第一項、第一百一条、第一百二条の二、第二百三十三条、第二百五十五条、第二百六条及び第二百八十二条の規定を準用する。この場合において、同項中「裁判所」とあり、及び同条中「裁判長」とあるのは、「総務大臣」と、同法第一百一条第一項中「執行官」とあるのは、「総務大臣の職員」と読み替えるものとする。

（公示送達）

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二 外国においてすべき送達について、前条において読み替えて準用する民事訴訟法第二百八十二条の規定によることができず、又はこれによつても送達をることができないと認めるべき場合

三 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第二百八十二条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

(経過措置)

第三条 この法律の施行の日からデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「デジタル社会形成基本法施行日」という。）の前日までの間におけるこの法律による改正後の特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（次条において「新法」という。）第三十三条の規定の適用については、同条第二項中「旨を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を」とあるのは「旨を」と、「掲示し、又はその旨を総務省の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をできる状態に置く措置をとる」とあるのは「掲示する」と、同条第三項中「措置を開始した」とあるのは「掲示を始めた」とする。デジタル社会形成基本法施行日以後におけるデジタル社会形成基本法施行日前にした公示送達に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）前である場合には、この法律の施行の日から刑法施行日の前日までの間における新法第三十五条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。